

【 処置 】

101 超音波ネブライザの算定について

《令和6年3月29日》

○ 取扱い

閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後4日目以降のJ115 超音波ネブライザの算定は、原則として認められない（適応傷病名がない場合）。

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波ネブライザは、呼吸器疾患や耳鼻科疾患の治療のほか、手術後の患者の排痰目的等でも使用される。

麻酔時における気管内挿管に伴う声帯等の粘膜損傷の修復は一般的に術後3日間程度と言われていることから、4日目以降の算定は過剰と考えられる。

以上のことから、閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後4日目以降のJ115 超音波ネブライザの算定は、適応傷病名がない場合、原則として認められないと判断した。